

第1号様式（第1条関係）平成 年 月 日

〇〇区保健所長殿

〒135-0034東京都新宿区〇〇町2-37-28

株式会社 * *

代表取締役 ☆ ☆ ☆ ☆ 印

電話 (03)

FAX (03)

施術所開設届

施術所を開設したので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の2第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1名 称	マッサージルーム			
2開 設場 所	東京都新宿区〇〇2-37-28 プレイス10階 電話(03) FAX(03)			
3開 設年 月日	平成 年 月 日			
4業 務の 種類	〇あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう			
5業 務に 従事 する 施術 者の 氏名 等	氏名	目 の 見 え な い 者	免許を受けた都道府 県名または財団 名・免許証番号およ び登録年月日	確認
		○		
6構 造設 備の 概要	項目 室	面積	外 気 開 放 面 積	換気装置
	専用の施術室	m ²	m ²	有
	待合室	m ²	m ²	有
	器具・手指の消毒設備 ・ 無			
7開 設者 の	有	免許を 受けた 都道府 県名ま たは 財団		確認

免許	無	名・免許証番号および登録年月日		
8 施術日時				

添付資料

1. ヘルスキーパー業務に従事する施術者の写し
2. 施術所の平面図
3. 登記簿謄本、定款
4. 施術所への案内図

あん摩マッサージ法によると次のことに注意が必要です。建設時の参考にしてください。

記

1. 届出時に必要な書類

次の5種の書類を作成し、開所後10日以内に管轄の保健所宛に各2部提出する必要がある。

- ① 施術所開設届
保健所備え付け用紙
- ② 国家資格の証明書
ヘルスキーパー（企業内理療師）の三療（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師）資格の本証とその写。本証はその場で確認し返却してくれる。
- ③ マッサージ室の平面図
マッサージ室内の平面図（ベッド・機器類の配置、待合室・施術室別の面積、外気開放面積と位置または喚起装置の位置、消毒設備の位置を記入したもの）
- ④ マッサージ室までの案内図
最寄り駅から貴社までの地図、建物内のマッサージ室があるフロアの平面図
- ⑤ 登記簿謄本、定款
貴社の登記簿謄本と定款の写

2. マッサージ室の構造設備基準

(1) 面積・設置基準

- 施術部分：6.6㎡以上（面積は内法で表す）
- 待合室部分：3.3㎡以上（同上）
- マッサージ室は、他の事務所部分と出入口を別に設ける。
- 施術部分と待合部分の区分は、隔壁で仕切る。
（基準にはないが施術着に着替るための更衣室を設ける）
- マッサージ室の7分の1以上の外気開放面積を設けるか、換気装置を設ける。
- 手指を消毒するための設備として、洗面台、手指消毒器を備える。
- 複数のヘルスキーパーが同時に施術を行う場合は、ベッドを2台設置し、各々カーテンなどで仕切り、利用者のプライバシーの保護に努める。

(2) 禁止事項

- 施術室の名称はマッサージ室とし、治療室などの表現は禁止されている。
- マッサージの効能などの表示をしてはならない。

(3) 注意事項

- マッサージ室は、常に清潔に保つこと。
- 採光・照明および換気を充分にとること。
- 天井の採光は、利用者のまぶしさを防ぐために間接照明とする。（基準以外）

以上